

## 玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟に係る準備書面11、12及び 玄海原子力発電所運転差止訴訟に係る準備書面1の概要について

### 1. 玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟

当社は、MOX燃料の使用に関し、安全性を確保している旨の全般的な主張を答弁書で行い、その後、準備書面において、安全性に係る詳細な主張を行ってきた。

今回、当社は、準備書面11及び12を提出し、MOX燃料の安全性に関し、当社のこれまでの主張を補足するとともに、原告の書面に対する認否を行った。

#### (1) 準備書面11

前回提出した準備書面10におけるギャップ再開とサーマルフィードバックとの関係等について、仮にギャップ再開が生じ、燃料棒の内圧が相当高まったとしても、直ちに、更にギャップが押し広げられるサーマルフィードバックに至るわけではないこと等を分かり易く説明した。

#### (2) 準備書面12

裁判所より、争いのない部分を整理するため、これまでに原告より提出された主張書面に対する認否の提出を求められたことから、原告の訴状及び準備書面の記載に対し、改めて認否を行った。

### 2. 玄海原子力発電所運転差止訴訟

当社は、玄海原子力発電所について、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握したうえで発電所の安全性を確認している旨の、全般的な主張を答弁書で行った。

今回、当社は、準備書面1を提出し、玄海1号機の原子炉容器の健全性に関する原告の主張に対する反論を行った。

#### (1) 準備書面1

「玄海1号機の原子炉容器に安全性に欠ける点がある」とする原告の主張に対し、原子炉容器の健全性について改めて詳細な説明を行なった。

また、原告より指摘を受けた、中性子照射脆化の予測式等にかかる個別の問題点に対し、当社は、玄海1号機について、予測式に基づく予測値に依拠するのではなく、原子炉容器の将来の脆化の度合いを実際の監視試験片の測定結果により把握していること等を説明し、原子炉容器が十分健全であることを適切に確認していることを主張した。

以上